

東京聖栄大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針

機関内の責任体系の明確化

1. 全学を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）として引き続き学長を充て、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）として引き続き事務局長を充てることとします。
2. 新たに、本学のコンプライアンス推進責任者として学部長を充てることとします。

適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1. 公的研究費に係るルールを「東京聖栄大学における公的研究費の不正防止等に関する規程」及び「東京聖栄大学 科学研究費補助金取扱要領」にまとめ、研究者及び事務職員のルールの理解不足による不正使用を防止します。
2. 公的研究費の執行及び事務処理に関する職務権限は、「事務組織および事務分掌規程」等の学内規程で明確に定めています。
3. 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかを理解させるため、コンプライアンス推進責任者がコンプライアンス教育を実施します。

不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

1. 不正使用の発生要因調査、不正防止計画の策定・実施を行う部署を法人事務局総務課及び財務課に設置します。

研究費の適正な運営・管理活動

1. 物品等の購入に係る不正を防止するため一定額以上の発注・検収は原則、財務課が行います。
2. 不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の処分を行います。

情報発信・共有化の推進

1. 公的研究費の使用に関するルール及び事務処理手続等について、本学内外からの相談を受け付ける「相談窓口」を総務課及び財務課に設置します。
2. 不正使用等について、本学内外からの告発を受け付ける「通報窓口」を引き続き総務課に設置します。告発の内容については守秘義務を守り、告発者の保護を徹底します。
また、告発の内容について、調査が必要と判断された場合は、調査委員会が速やかに調査を行い、不正の事実が確認された場合は、速やかに調査結果を公表します。

内部監査の実施

1. 公的研究費が恒常的に適正管理・運営されていることを監査するために、定期又は臨時に、内部監査を実施します。